

第 6 回 会 議 議 事 録

期 日 平成 1 7 年 3 月 2 5 日 (金)
と ころ 中条町産業文化会館多目的ホール

中条町・黒川村合併協議会

○事務局（羽田野）

定刻でございます。欠席2名の方の届け出を受けておりますので、これより開催させていただきたいと思っております。

本日はお寒い中、また年度末のお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。ただいまから第6回中条町・黒川村合併協議会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長からごあいさつを申し上げます。

○会長（丸岡）

ご苦労さまでございます。第6回の協議会のご案内を申し上げましたところ、きょうは大変お寒い中、しかも道足の悪いところご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

先回の第5回協議会からこれまでの経過であります。今月の1日に合併協定書の調印を行い、8日に両町村の議会で廃置分合議決をいただきました。議会の皆様にはこの場をおかりいたしまして心から御礼を申し上げたいというふうに思います。先般15日に布川村長さんと一緒に泉田知事を訪問し、合併の申請をしまいいりました。その際合併後の胎内市に対して県から特段のお力添えをいただくようお願いをしまいいったところでございます。これから合併までの残された時間の中で住民サービスに支障をきたさないように、事務レベルでの調整に万全を期さなければならないというふうに思っております。

本日の会議につきましては、協議をお願いする前に新市名称の名づけ親大賞の授与を行わせていただきたいと思います。その後に平成17年度の事業計画、そして予算、新市の市章等についてご協議を予定しておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。一言ごあいさつにかえさせていただきます。本日はまことにご苦労さまでございます。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第10条第2項の規定に基づき、会長をお願いいたします。

○議長（丸岡）

それでは、議長として議事を進めさせていただきます。委員の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

審議をいたします前に、本日の会議の成立を確認いたします。

事務局より委員の出席についてご報告願います。

○事務局（羽田野）

本日の委員の出席につきましてご報告申し上げます。

委員数33名のうち出席いただいている委員は31名、欠席の委員は2名でございます。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より報告のありましたとおり、委員数33名のうち出席いただいている委員は31名です。よって、委員の過半数が出席しておりますので、規約第10条第1項に基づき、本日の会議は成立をしております。

また、会議運営規程第2条第1項に基づき、本日の会議は公開とすることによろしくお願いしますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議ないようでありますので、本日の会議は公開といたします。

また、傍聴いただいております皆様には、傍聴規程を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第の3番、新市名称名づけ親大賞の授与を行います。

事務局より進行をお願いします。

○事務局（羽田野）

それでは、これより事務局で進行をさせていただきます。

本日は、大変遠いところ名づけ親大賞授与のため合併協議会に出席くださいました山口千春さんをご紹介いたします。委員の皆様には第5回協議会におきまして報告したところでございますが、山口さんは胎内市に応募いただいた447通の中から抽せんで名づけ親大賞に選ばれました。大変おめでとうございます。

山口さんは、黒川村の熱田坂のご出身で、現在静岡県伊豆市にお住まいでございます。伊豆市も合併によって誕生した新しい市でございます。近くには修善寺というところがございまして、弘法大師が修行したと伝えられる修善寺に由来し、古くから栄え、南伊豆に至る交通の要衝としても有名なところでございます。そんな文化の栄えた地で遠くふるさとを思い出し、応募していただきました。

応募理由を紹介させていただきますと、四季折々の美しい自然が印象的な胎内、この豊かな自然のように新しいまちもいろいろな面で豊かで住みやすいまちになってほしいという思いから胎内市と命名されたそうです。

それでは、合併協議会より表彰状の授与並びに記念品の贈呈を行います。山口さんは、恐れ入りますが、前の方に出ていただきたいと思っております。

初めに、会長より表彰状の授与をお願いいたします。

○会長（丸岡）〔表彰状授与〕

○事務局（羽田野）

続きまして、副会長より記念品の贈呈をお願いいたします。

副会長（布川）〔記念品贈呈〕

○事務局（羽田野）

ここで山口さんより一言お願いしたいと思います。

○山口千春氏

本日はありがとうございました。大変すばらしい記念になりました。本当にありがとうございました。

○事務局（羽田野）

最後に、山口さんと会長、副会長3人で写真を撮らせていただきたいと思いますので、壇上に上がっていただきたいと思います。

〔写真撮影〕

○事務局（羽田野）

山口さんには遠いところ本当にご苦労さまでございました。これからも胎内市の発展を静岡県伊豆市より見守っていただきたいと思います。

ここで大賞の授与並びに贈呈を終わらせていただきます。山口さんにおかれましては、ご家族の方もお見えになっておりますので、会議の最後まで傍聴なさっていかれます。本日は本当にありがとうございました。

○議長（丸岡）

それでは、続きまして次第の4番、報告第10号 胎内市「市章」募集要項について、これを議題といたします。

事務局より報告をお願いします。

○事務局（榎本）

それでは、ご報告いたします。

初めに、市章の取り扱いの調整方針につきましては、合併時に新規に構築するということになっておりまして、その方法は公募または委託とするということから、市章作成の方法につきましては広くデザインを募集したいということから、公募といたしました。

それでは、報告第10号 胎内市「市章」募集要項についてご報告いたします。恐れ入ります。3ページからになりますが、お願いします。第1には募集の目的、第2には募集基準としまして五つほど設けております。新市の将来像にふさわしいもの、市章、バッジ等にも使用できるもの、用紙の色を含め4色以内、単色で表現してもイメージ、安定感は損なわないもの、自作の未発表作品でほかの市町村章や商標等に類似したものでないものとしてあります。

第3の応募方法ですが、応募資格は問わない、1人3点まで、持参または封書での郵送のみとする等であります。

第4の募集期間は5月13日までとしまして、応募先は事務局となります。

第5の選定方法につきましては、選考委員会を設置しまして、候補作品5点を選考を行った後に協議会において採用作品1点を選定するとしてあります。

4ページになりますが、第6で賞金について明記しておりまして、採用作品となった最優秀賞には賞金10万円、優秀賞には賞金1万円を贈呈するものであります。

第7では発表の方法、第8では著作権等に関することを明記しております。

第9には、その他必要な事項は協議会の会長が別に定めるということとございます。

続きまして、5ページになりますが、市章選考委員会設置要綱であります。第1条は、募集要項の第5の規定に基づき設置するとしてあります。

第2条の所掌事務は、採用作品5点以内を選考し、協議会に報告するということとなります。

第3条の組織であります。委員の方には(1)といたしまして協議会委員の2号委員のうちから2名、(2)に3号委員のうちから4名、(3)には両町村が推薦する美術関係の知識を有する者4名の合計10名で組織しまして、第4条に委員長、副委員長それぞれ1名を置くとして定めております。

第5条の任期ですが、任期は協議会への報告をもって終了するとしてあります。

第6条には会議の開催、第7条には関係者の出席ということで、必要により専門家の助言を受けることができるものとするとしてあります。これは、選考委員会の中で5点以内に絞り込んでいく過程でどういうことに注意して選考したらいいのか、またデザイン的な面でアドバイス等をいただければと考えております。

第8条は報償費及び費用弁償に関すること、第9条は守秘義務、第10条には庶務は協議会事務局において処理するとしてあります。

続きまして、別紙の市章デザイン募集のチラシをごらんいただきたいと思います。これは、先ほどの募集要項を記載し、裏面は応募用紙として作成しております。このチラシにつきましては、協議会のホームページに掲載するとともに、この4月1日に全世帯に配布を予定しております。また、名称募集の際と同様に両町村の公共施設、また各小中学校の児童生徒へも配布を考えております。

続きまして、7ページにまた戻っていただきたいと思います。採用候補作品選考方法というものでございます。2番の(2)に選出手順とありますけれども、この2回の選考委員会を開催しまして、候補作品となる5作品以内を選考いただくということになります。その後特許事務所へ図形の商標登録の分類で類似調査委託を実施しまして、最後の協議会で最終選考を行うということになります。この協議会におきましては、選考委員会の委員長報告後2段階で決定をいただきたいと思います。一つ目は、協議会委員の皆様によりまして候補作品についての意見交換を行っていただいた後、その意見集約により1点に絞り込んで採用作品を決定いただくというものでございます。これは、一つの作品がほかと比べて特にすぐれているという場合は、意見についてはその作品に集中することで決定をいただけるのではないかと考えられます。二つ目としましては、候補作品についての意見集約が困難な場合は、協議会委員による無記名投票により採用作品を決定いただくということになるかと思っております。

次に、最後になりますが、選定までの予定でございますけれども、募集締め切り後6月上旬までに2回の選考委員会を開催しまして、類似調査を経て6月の下旬ころにはまた協議会を開催をお願いし、委

員の皆様より採用作品の決定をいただきたいということで考えております。

以上で募集要項についての報告といたします。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より報告がありましたが、協議会委員からの選任につきましては本日の会議終了後に委員の皆様でご協議をいただきたいと思います。また、町村が推薦する委員につきましては、4月下旬ごろまでに事務局に報告をお願いしたいと思います。

それでは、ただいま説明のありました報告内容につきましてご意見、ご質問等がございましたらよろしく申し上げます。

○皆藤委員（中条町）

選考委員会設置要綱の第4条に委員会に次の役員を置くということになって、委員長、副委員長それぞれ1名ずつ選ぶことになるのですが、委員長、副委員長をどのようにして選ぶか。例えば互選によるか、会長が任命するか、いろいろな方法があるのですが、その方法について記載がないので、記載した方がいいのかなというふうに思うのですが。

○事務局（羽田野）

ご指摘のとおりでございます。ここに互選という形にさせていただきたいと思いますが、委員さんの互選で委員長、副委員長という形にさせていただければと思います。

○片野委員（中条町）

ちょっとこのところ、単色で表現してもイメージ、安定感が損なわれないものとするということは、カラーでつくったものを白黒に印刷したりコピーしたりした場合イメージが損なわれないものだというふうに解釈してよろしいわけですね。

○事務局（榎本）

はい、そのとおりでございます。例えば封筒等に印刷する場合1色になるわけですが、それでもイメージが損なわれないということになるかと思えます。

○議長（丸岡）

ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、ご意見がないようでありますので、この募集要項に基づき市章の公募を行うことといたします。

次に、次第の5番、議事に入ります。承認第6号 平成17年度中条町・黒川村合併協議会事業計画について承認第7号 平成17年度中条町・黒川村合併協議会予算については関連がございますので、一括協議といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

それでは、承認第6号と承認第7号を一括して説明させていただきます。

議案書9ページをごらん願います。平成17年度中条町・黒川村合併協議会事業計画についての承認を求めます。

11ページをごらん願います。中条町、黒川村の合併を進めるため次の事業を実施するものです。1、協議会会議の開催につきましては、必要に応じて開催することとしておりますが、8月までに3回の開催を予定しております。

2、ですが、新市の市章の公募を行います。今ほどご説明いたしました、時期については4月を予定しております。

3、でございますが、合併移行準備ということですが、9月1日が合併日となっておりますので、事務的におくれのないようにスムーズに行っていきたいと考えております。

4、協議会だよりの発行を予定しております。また、住民への情報提供を行ってまいりたいと考えております。

5でございますが、その他必要事項があれば事業を行っていきたいと考えております。事業計画につきましては以上でございます。

続きまして、13ページをごらん願います。平成17年度中条町・黒川村合併協議会予算について別紙のとおり定めたので、承認を求めます。

15ページをごらんになっていただきたいと思っております。歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれ756万円を計上しております。

説明につきましては、次のページをごらんになっていただきたいと思っております。16ページでございます。16ページの第1表、歳入歳出予算を歳入から説明させていただきます。1、歳入でございます。1款負担金でございますが、内訳は構成町村負担金でございます。中条町523万6,000円、黒川村222万3,000円、3分の1が均等割、3分の2が人口割でございます。

3款繰越金10万円、前年度繰越金でございます。

4款諸収入、1項諸収入、1節雑入1,000円、これは預金利子等でございます。合計で歳入合計756万円となっております。

続きまして、2、歳出でございます。1款運営費346万8,000円でございます。内訳を申し上げますと、1項会議費、8節報償費54万8,000円、これは協議会委員等の報償費でございます。1名5,700円、会議3回分を予定しております。9節旅費15万4,000円、協議会委員等の費用弁償でございます。報償費と同じく3回分を計上しております。11節需用費12万3,000円、これは印刷製本費9万5,000円、会議録印刷代でございます。食糧費等2万8,000円、会議におきますお茶等でございます。12節役務費1万円、これは通信運搬費、協議会委員等の文書配付のための郵送料、切手代等でございます。14節使用料及び賃借料8万4,000円、これは会場が確保できない場合の会場使用料等が6万円、会議用テーブル借り上げ

で2万4,000円を計上してございます。

2項事務費、4節共済費7万8,000円、事務補助員の社会保険料等でございます。17ページをごらん願います。7節賃金94万8,000円、事務補助員賃金でございます。11節需用費71万円、消耗品費25万円、事務用品、印刷製本費10万円、封筒等印刷代でございます。修繕費36万円、コピーパフォーマンス料でございます。12節役務費45万6,000円、通信運搬費27万4,000円、電話代、郵便料、その他保険料でございます。19万2,000円、協議会委員の傷害保険料等でございます。それから、14節使用料及び賃借料34万7,000円、これはコピー、パソコン等の使用料等でございます。

続きまして、2款事業費398万9,000円。内訳を申し上げます。1項事業費、8節報償費31万4,000円、市章選考委員報償費11万4,000円、有識者謝礼6万円、懸賞謝金14万円でございます。9節旅費2万円、市章選考委員費用弁償でございます。11節需用費245万円、印刷製本費125万円、これは協議会だより5回分を予定してございます。その他印刷120万円、これは観光マップ、暮らしのガイドブックの印刷でございます。全世帯に配布を予定したいと思っております。13節委託料120万5,000円、条例整備委託料等で100万円、それから商標登録調査委託料等10万5,000円、デザイン調整委託10万円、新市の市章を決める際の経費でございます。

3款予備費10万3,000円でございます。以上歳出合計756万円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（丸岡）

それでは、ただいまの説明で何かご質問等がございましたらよろしく願います。

○皆藤委員（中条町）

11ページに17年度の協議会事業計画が載っておりますが、1番の協議会会議の開催についておおよそ3回という説明がありましたが、現在想定している3回の日程等についても想定があれば教えていただきたいのですが。

○事務局（羽田野）

その他のところでご説明申し上げようかと思っておりましたが、次回の協議会の予定を5月の下旬ころに予定をしたいと思っております。あと今ほどの市章の公募の関係で6月下旬に協議会に諮り、決定をしたいということでございますので、それが2回となると思います。あともう一回につきましては、協議会の解散等についてお諮りをしなければなりませんので、その時期を今後進捗状況によって予定していかなければならないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご質問等がないようなので、原案のとおりしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議がないようなので、承認第6号と承認第7号は原案のとおりといたします。

続きまして、次第の6番、その他ということで、皆さんから何かございませんでしょうか。ございましたらよろしくをお願いします。

○皆藤委員（中条町）

前回か前々回か、組織機構についての基本的な考え方を協議会に明示するという事になっていたと思うのですが、これがいつごろに協議会に出てくるのかについてお聞きしたいと思います。

○事務局（羽田野）

先ほど事業計画のところでも次回の協議会のことでお話し申し上げましたが、5月の下旬の第7回会議のところにはご報告を申し上げたいと思っております。5月の7回協議会の案件といたしましては、報告案件が主になろうかと思いますが、市章公募が終わった時点でございますので、市章の公募結果や今ほどの新市の組織機構、それから移行準備作業の進捗状況などをご報告申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（丸岡）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ほかにないようでございますので、私の方から一つだけ報告させていただきたいと思えます。

これは中条町の問題でありますけれども、先月28日に中条の町民グループから、中条市を実現する会から署名を添えて町に提出されましたので、これは中条町の議会に報告をしたということだけご報告申し上げます。

それでは、以上をもちまして中条町・黒川村合併協議会第6回協議会を終了いたします。

大変どうもありがとうございました。ご苦労さまでございました。